

（7）減免戻し税等明細書提出のシステム化<2>



2023年11月22日
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

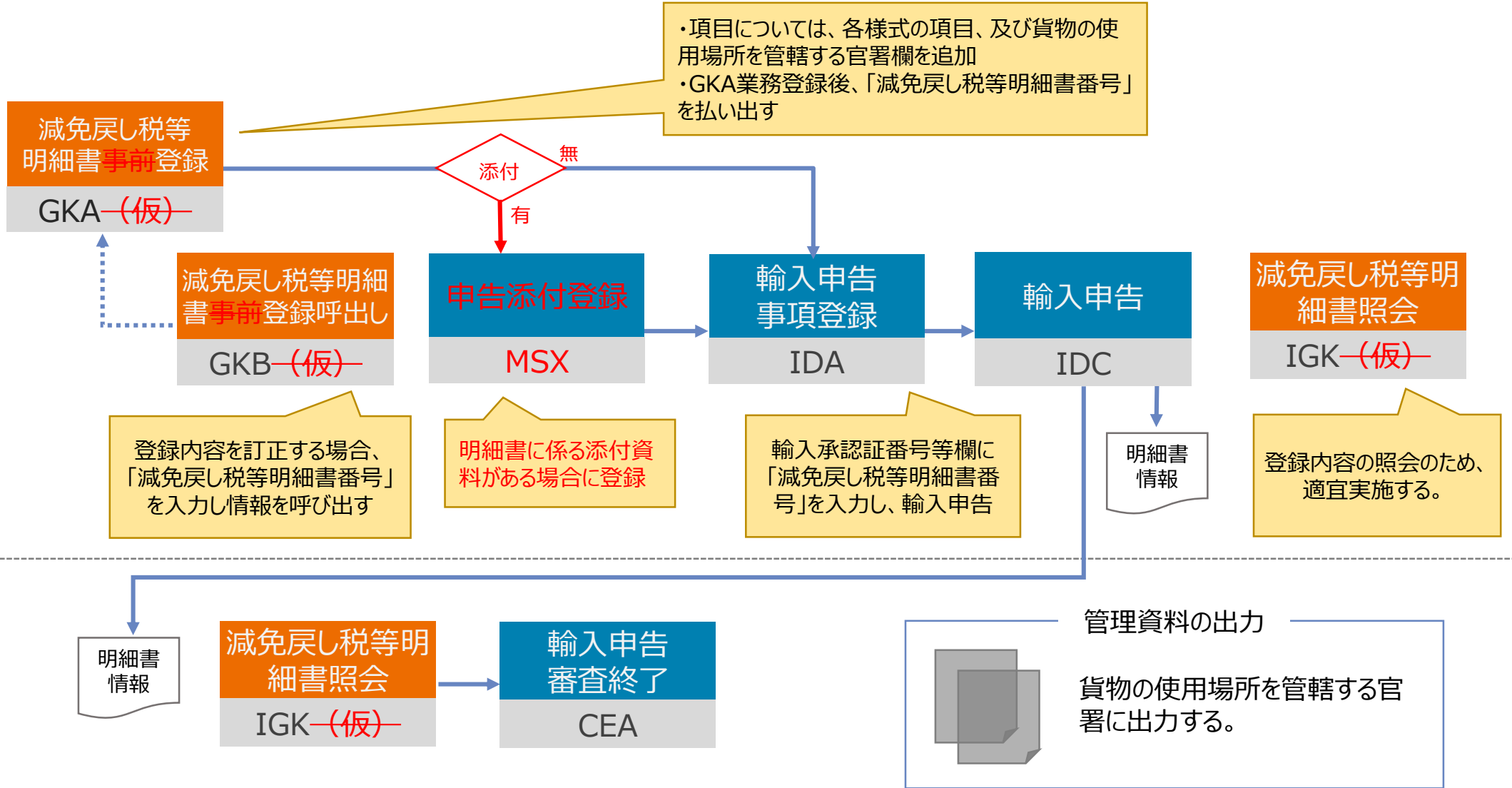
区分	概要
1. 検討項目	減免戻し税等明細書をNACCSで提出可能とする。
2. 変更要望	<p>現状「申告添付登録（MSX）」業務等で輸入申告の際に提出されている減免戻し税等明細書のうち、条件付減免税貨物に係る明細書については、事後確認用のため、輸入許可官署が貨物の使用場所を管轄する官署に書類送付を行っている。</p> <p>税関の事務効率化等を図るため、NACCSの個別業務を新設し、項目に貨物の使用場所を管轄する官署欄を設けることで、管理資料を貨物の使用場所を管轄する官署に配信する。管理資料によって明細書情報を確認可能とすることで、書類送付を不要とする。</p>
3. 次期仕様	<p>① 一部の減免戻し税等明細書（※）について、各様式の項目を網羅した個別業務を新設し、貨物の使用場所を管轄する官署欄を設ける。</p> <p>（※）対象とする減免戻し税等明細書については次スライド参照</p> <p>② 個別業務を登録することで、「減免戻し税等明細書番号」を払出す。</p> <p>③ 登録された明細書の情報を、照会可能とする。</p> <p>④ 「輸入申告事項登録（IDA）」業務において、「輸入承認証番号等」欄に、「減免戻し税等明細書番号」を入力可能とする。</p> <p>⑤ 利用者及び税関に対し、明細書の帳票を出力する。</p> <p>⑥ 貨物の使用場所を管轄する官署に向け、各明細書に関する管理資料を出力する。</p>

対象明細書	税関様式	種別コード	根拠法令
標本・学術研究用品等、寄贈物品免税明細書	T-1220	SAG	関税定率法第15条
博覧会等における使用物品免税明細書	T-1240	EXP	
機械類等免税明細書	T-1270	MAC	関税定率法第15条 関税暫定措置法第4条
自動車等の引越荷物免税申請書	T-1280	CAR	関税定率法第15条
再輸出貨物減免税明細書	T-1340	REX	関税定率法第17条
軽減税率等適用明細書	T-1670	RTX	関税定率法第20条の2 関税暫定措置法第9条
製造用原料品、輸出貨物製造用原料品減免税明細書	T-1100	MEM	関税定率法第13条 関税定率法第19条
製造用原料品譲許の便益の適用明細書	P-1100	MCC	関税暫定措置法第9条の2

変更概要

一部の減免戻し税等明細書について、個別業務を新設しNACCSで提出可能とする。

次期
通関業者等
税関



項番	業務名 (仮)	業務 コード (仮)	入力者	業務概要
1	減免戻し税 等明細書 事前登録	GKA	通関業、輸 出入者	<ul style="list-style-type: none"> ・減免戻し税等明細書に係る内容を登録 ・登録、訂正、取消しを可能 ・登録後に「減免戻し税等明細書番号」が払い出される
2	減免戻し税 等明細書 事前登録 呼出し	GKB	通関業、輸 出入者	<ul style="list-style-type: none"> ・入力者がGKA業務で登録した情報を訂正または取消しするために呼出しを行う業務 ・「減免戻し税等明細書番号」を入力し、登録された情報を呼び出す
3	減免戻し税 等明細書 照会	IGK	税関、通関 業、輸出入 者	<ul style="list-style-type: none"> ・入力者が登録した情報を照会するために行う業務 ・「減免戻し税等明細書番号」を入力し、登録された情報を呼び出す

○ 輸入申告までのフロー

GKA (減免戻し税等明細書事前登録)

業務コード入力

業務コード GKA

種別

- SAG (標本・学術研究用品等、寄贈物品免税明細書登録)
- EXP (博覧会等における使用物品免税明細書登録)**
- MAC (機械類等免税明細書登録)
- CAR (自動車等の引越荷物免税申請書登録)
- REX (再輸出貨物減免税明細書登録)
- RTX (軽減税率等適用明細書登録)
- MEM (製造用原料品、輸出貨物製造用原料品減免税明細書登録)
- MCC (製造用原料品譲許の便益の適用明細書登録)

画面イメージ
差替え

①業務コードGKAを選択後、
種別欄で登録する減免戻し税
等明細書を選択する。

画面イメージ
差替え

GKA SAG 標本・学術研究用品等、寄贈物品免税明細書

減免戻し税等明細書番号

提出先官署*

提出年月日

提出先官署*

提出者

通関予定者

使用場所官署1*

使用場所1*

使用場所官署2

使用場所2

使用場所官署3

使用場所3

免税品課税自申告区分*

提出者住所

提出者氏名又は名称

品名

数量

原産地

登録者住所
氏名又は名称

②使用場所を管轄する官署欄を含む各
項目を入力し、送信する。

画面イメージ
差替え

税明細書/T-1220号

減免戻し税等明細書番号 XXXXXXXXXXX

輸入申告等番号

③減免戻し税等明細書番号が
出力される。

訂正を要する場合

画面イメージ
差替え

GKB 減免戻し税等明細書登録呼出し

減免戻し税等明細書番号*

④減免戻し税等明細書番号
を入力し送信する。

IDA (輸入申告事項登録) /IDC (輸入申告)

ファイル(F) 表示(V)

共通部 繰返部

大額/少額* 申告等種別*

あて先官署 あて先部門

...

輸入承認証等 1 2 3

4 5 6

7 8 9

10

...

⑤明細書情
報の出力

減免戻し税等明細書情報

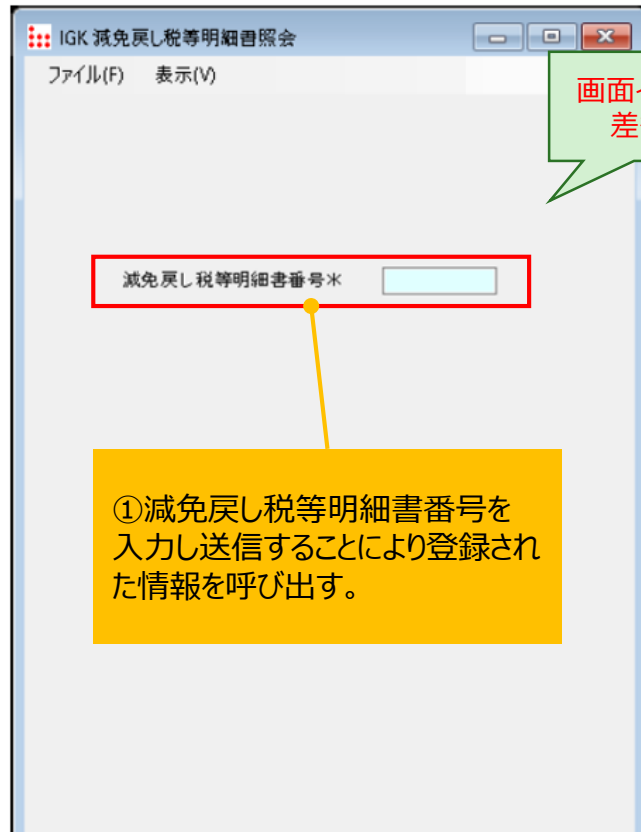
減免戻し税等明細書番号	XXXXXXXX
提出者氏名	XXXXXXXX
提出者住所	XXXXXXXX
使用場所 1	XXXXXXXX
使用場所 2	XXXXXXXX
使用場所 3	XXXXXXXX
	:

※ 減免戻し税等明細書に係る添付書類は、GKA又はIDA/IDC
のいずれかで添付する想定だが、検討中。で払い出された減免戻し
税等明細書番号に対しMSXで添付可能。

GKB (減免戻し税等明細書事前登録呼出し)

<参考> 税関業務

IGK (減免戻し税等明細書照会)



画面イメージ
差替え

①減免戻し税等明細書番号を入力し送信することにより登録された情報を呼び出す。

画面イメージ
差替え



画面イメージ
差替え

②画面上で明細書情報を確認する。

明細書及び申告内容に問題がなければ、審査終了する。

管理資料の出力
貨物の使用場所を管轄する官署に出力する。

GKA (減免戻し税等明細書登録)

参考：SAG_標本・学術研究用品等、寄贈物品免税明細書
※他7様式についても作成中

IGK (減免戻し税等明細書照会)

照会画面

照会画面 (続き)

